

地区名 ニュータウン小山田桜台(第8次)

建築協定の概要	認可年月日	昭和61年12月10日	建築物及び敷地の制限	建築物の用途	一戸建て専用住宅
	認可番号	第13号		容積率・建ぺい率	80%・40%(角地緩和あり)
	期間	20年		壁面の位置の制限	敷地境界線より1.0m(緩和規定あり)
	更新規定	有り(10年継続)		階数	2以下(地階を除く)
	面積	約0.4ha		高さの限度	最高高さ:9m, 軒高:7m
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		その他	地盤面の変更 禁止 2以上の建築物の建築 禁止(付属建物を除く) 敷地境界の囲障:生垣・フェンス等 敷地内の空地等:緑化の努力

協定区域図

